

吸収分割に係る事前開示書面（変更）

2025 年 5 月 2 日

丸紅株式会社

2025 年 5 月 2 日

吸収分割に係る事前開示事項（変更）

東京都千代田区大手町一丁目 4 番 2 号

丸紅株式会社

代表取締役 古谷 孝之

当社は、当社を分割会社、丸紅都市開発株式会社を承継会社とする吸収分割に関し、2025 年 4 月 25 日より会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前開示事項を記載した書類（以下「本事前開示書類」といいます。）を備置しておりますが、本事前開示書類の一部に変更（追加）すべき事項が発生しましたので、会社法施行規則第 183 条第 7 号に基づき、以下のとおり変更後の内容を開示いたします。

なお、その他の事項については、本事前開示書類で既に関示した内容から変更はありません。

【変更後の内容】（下線は変更箇所）

4. 分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

当社においては、本吸収分割の効力発生日までに、2025 年 3 月末を年度末とする新たな最終事業年度が存することとなります。2025 年 3 月期の末日後に生じた重要な後発事象は、以下のとおりです（なお、2024 年 3 月期の末日後に生じた重要な事象につきましては、同日以降に当社が提出した有価証券報告書及び臨時報告書、並びに当社の適時開示をご参照ください。）。

（i）当社は、2025 年 4 月 1 日に、次のとおり米ドル建て無担保社債を発行しました。

第 6 回米ドル建て無担保社債

① 発行総額 5 億米ドル

② 利率 年 5.383%

③ 発行価格 額面の 100%

④ 払込期日 2025 年 4 月 1 日

⑤ 償還期限 2035 年 4 月 1 日

⑥ 償還方法 満期一括償還

⑦ 資金の使途 一般運転資金に充当する予定

(ii) 当社は、2025 年 2 月 5 日開催の取締役会において決定した自己株式の取得について、取得する株式の総数の上限を 7000 万株、株式の取得価額の総額の上限を 700 億円に変更し、取得期間を 2026 年 1 月 30 日まで延長することを、2025 年 5 月 2 日開催の取締役会において決定いたしました。

詳細につきましては、当社の 2025 年 5 月 2 日付適時開示『「自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ」の一部変更に係る事項の決定に関するお知らせ』をご参照ください。

以 上